

令和6年度 第5回「アレコレ住まいのかたり場」 座談会を開催しました！

【日 時】 令和7年2月4日(火)
13:30~15:00

【場 所】 吉野地区公民館

【参加者】 吉野地区公民館のみなさん
8名

【講 師】 一般社団法人 全国古民家再生協会
井上静夫 氏
一般社団法人 住教育推進機構
山城京子 氏

【内 容】 ・講師2名の進行でカードゲームをしながら、「家」に関するアレコレについて、班になって語り合いました♪
・ありあけ不動産ネット協同組合の川添理事長からは「空き家・空き地相談窓口」の紹介もしていただきました！



【カードゲームのルール】

- ・配られた赤、青、黄のカードの中から質問を選択します。
(答えたくないカードは選ばなくてよい)
- ・その質問に対し、自分の考えを言います。
(選択肢がある場合はその中から選ぶ)
- ・話を広げましょう。
(アドバイスなども聞く)
- ・否定はしません。
(他人の意見を聞く)

質問. 家の周りに空き家が増えるとうなる？

(意見)

- ・実際にどんどん増えている。
- ・空き家の持ち主がわからなくて、困っている。
- ・自分の家の敷地に竹藪から笹が降ってきて大変。
- ・民生委員をしており、よく相談を受ける。



質問. 家を手に入れるなら新築一戸建て・マンション・中古住宅、どれがいい？

(意見)

- ・一戸建てのほうがのびのび暮らせそうだし、もちろん新築がいい。
- ・マンションだと近所づきあいが無くなるイメージがある。関係性が薄い所は好まない。

質問。 高齢の夫婦が亡くなったらその家はどうなる？

(意見)

・両親が施設に入所してほぼ空家状態。ゆくゆくは売りたいけれど両親が元気な内は、そのまま。

・立て続けに両親が亡くなり、まさにその問題に直面している。

姉妹で分けて持つようなものでもないし、かといって売れないし。

自分たち姉妹それぞれに家がある今、新しく建てずに同居したら良かったの？なんて思いも・・・。

・親が亡くなってはじめて”自分事”になった。名義変更では行政書士から色々アドバイスを受けた。



(講師より)

ちゃんと相続人に名義変更をしておかないと、家の処分を自分たちですることが出来ません。

また、大きな災害が起きたときに誰の物かわからず対応出来なくなる等の問題も生じます。実は今、北海道に相当する広さの不明土地があると言われてしています。

現在は、3年以内に相続登記をすることが義務化されました。

誰の名義にするか等、ぜひ普段の生活の中で家族と話しをしておくといいですね。エンディングノートを活用するのもおすすめです。

この義務化が定着していくことで、大牟田市役所2階にある法務局の支所にて登記簿を取り寄せたときに空き家所有者をより確認しやすくなります。

質問。 住むなら都会・田舎・二地域居住、どれがいい？

(意見)

・ほどほどの都会がいい。

・昔みたいに近くに八百屋などが無い。歩いてすぐ行けるとところにコンビニやスーパーがあるといい。

・台風で怖い目にあったし、庭の草むしりをやりたくない(続けられない)と言って吉野地区から福岡市へと出て行った方がいた。

(講師より)

経済的な余裕が求められるかもしれませんが、二地域居住は、災害リスクの高まりもあり国も推薦しているところです。



二地域居住の事を知った参加者さんの「あら、別居生活にちょうどいいんじゃない？」なんて言葉に一同大笑いをしたり♪「冷蔵庫がわりに近くにスーパーがあれば」の意見に「すったっかけんねー」と大牟田弁も飛び交い、終始楽しく、かつ真剣に語り合える座談会となりました。

このように、元気なうちに先々のことを考えたり他の方の意見を聞いておくと、あまり深刻になりすぎずにエンディングノートへ自分の気持ちを書き残せるかもしれません。

(核家族化などで)一緒に住んでいないからこそ親戚のこと・所有物件のことなど伝えてほしい、家などどうするか想いを残しておいてほしい、という切実なご意見も貴重なものでした。

吉野地区公民館のみなさん、ご参加ありがとうございました！！